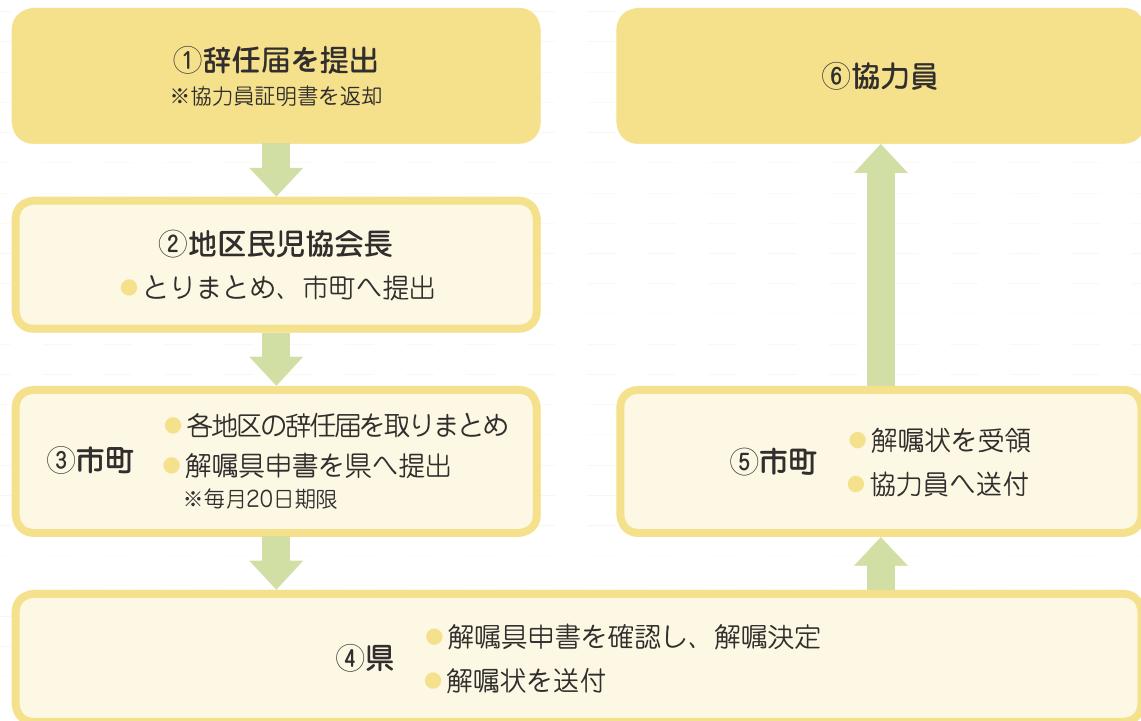


【辞任の流れ】



6. 連絡先

- 「民生委員・児童委員」または「民生委員・児童委員協力員」については、お住まいの市町の民生委員・児童委員担当課へお問い合わせください。

- 「民生委員・児童委員協力員制度」についてのお問い合わせ
静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 電話：054-221-3525

静岡県民生委員・児童委員協力員制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）が、社会奉仕の精神に基づき取り組む民生委員活動において、民生委員の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手を確保するため、その活動を補佐する静岡県民生委員・児童委員協力員（以下「協力員」という。）を置く。

(配置基準)

第2条 協力員には、民生委員の活動を補佐するペアサポーターと地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）の活動を補佐するエリアサポーターがあり、次のとおり配置できるものとする。

- 2 ペアサポーターは、民生委員（主任児童委員を除く。）1人につき1人を置くことができる。
- 3 エリアサポーターは、1地区民児協につき、3人まで置くことができる。

(推 薦)

第3条 民生委員は、民生委員活動を行うに当たり、ペアサポーターを必要とするときには、候補者を1人選び、地区民児協の会長（以下「地区民児協会長」という。）に対し、ペアサポーターの設置を要請することができる。

- 2 地区民児協会長は、地区民児協の運営のため、エリアサポーターを必要とするときには、候補者を3人まで選ぶことができる。
- 3 地区民児協会長は、ペアサポーター設置の要請を受け、又はエリアサポーター候補者を選定した場合において、民生委員の活動状況又は地区民児協の運営状況から協力員の設置が必要であると判断し、かつ、候補者が次条に規定する協力員の適格要件等に照らし適格であると判断したときは、市町長に対し推薦するものとする。
- 4 市町長は、地区民児協会長からの推薦に基づき、民生委員や地区民児協の活動状況等を勘案し、協力員の設置が必要であると判断した場合には、知事に対し、別に定める民生委員・児童委員協力員推薦書その他必要な書類を提出することにより推薦するものとする。

(適格要件)

第4条 ペアサポーターの適格要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
 - (2) その地域内に居住又は勤務しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行ける者。ただし、知事が特に認める場合にはこの限りではない。
 - (3) 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者
 - (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、又は身体上の秘密を堅く守ることができる者
- 2 エリアサポーターは、前項に加え、次の各号いずれかの適格要件に該当する者とする。
 - (1) 福祉、保健医療等に関する専門的な知識を有する者
 - (2) 自治会役員、地区民児協の元役員等、地域の実情に詳しく、地区民児協の運営を補助し、運営に関して助言等を行うことができる者
 - (3) その他地区民児協の運営強化に資すると地区民児協会長が判断する者

(委 嘴)

第5条 協力員は、地域福祉に関心があり、民生委員の活動に協力する意欲のある者のうちから、市町長の推薦に基づき、知事が委嘱する。

(職務等)

- 第6条 ペアサポーターは、民生委員の活動範囲内において、民生委員と連携し、その指示及び指導の下に次の職務を遂行する。
- (1) 高齢者、障害者、児童等がいる家庭への訪問等を行うこと。
 - (2) 地域住民の生活状況の把握に努め、必要な情報を連携する民生委員に対して伝達すること。
 - (3) 活動状況について、連携する民生委員と連絡・報告・相談等を常に行い、活動報告書を定期的に提出すること。
 - (4) その他民生委員が行う活動等に協力すること。
- 2 エリアサポーターは、民生委員の活動範囲内において、民生委員及び地区民児協と連携し、その依頼の下に、次の職務を遂行する。
- (1) 地区民児協の会議等への参加
 - (2) 地区民児協の運営補助及び運営に関する助言
 - (3) 民生委員活動に係る補助及び助言
- 3 協力員は、その職務に関して、知事の指揮監督を受ける。
- 4 市町長は、協力員に対し、その職務に関して必要な指導をすることができる。

(義務)

- 第7条 協力員は、前条に規定する職務の遂行に当たっては、民生委員法（昭和23年法律第198号）第15条及び第16条に定める義務に準じた義務を負う。
- 2 協力員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 3 協力員は、その職務上の地位を宗教的活動又は営利目的のために利用してはならない。

(任期)

- 第8条 ペアサポーターの任期は、協力員設置を要請した民生委員の任期に準じる。
- 2 エリアサポーターの任期は、委嘱日から民生委員の一斉改選日の前日までとする。
- 3 協力員の再任は妨げない。

(活動費等)

- 第9条 協力員に対する活動費等は、県が負担し、市町が支給する。県は、市町が支給する経費について別に定めるところにより交付する。

(解嘱)

- 第10条 知事は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、市町長の具申に基づき、これを解嘱することができる。
- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
 - (2) 職務を著しく怠り、又は職務上の義務に違反した場合
 - (3) 民生委員若しくは他の協力員の活動を妨げ、又は信用を失墜させるような非行があった場合
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、協力員から辞任届が提出されたときは、当該協力員を解嘱することができる。

(補則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協力員の設置及び運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

ただし、推薦その他必要な準備行為は、令和元年9月2日から施行する。

静岡県民生委員・児童委員協力員制度実施要領

1 趣 旨

この要領は、静岡県民生委員・児童委員協力員制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく民生委員・児童委員協力員制度の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 協力員の委嘱等

- (1) 市町長は、実施要綱第3条に基づき協力員の推薦を行うに当たっては、民生委員・児童委員協力員推薦書（様式第1号の1）に以下の書類を添付して知事に提出する。
 - ア 民生委員・児童委員協力員推薦者一覧（様式第1号の2）
 - イ 誓約書（様式第1号の3）
 - ウ 協力員証明書用写真
 - エ 地区民生委員児童委員協議会からの推薦書の写し
- (2) 知事は、(1)による市町長からの推薦に基づき協力員を委嘱する場合は、市町長に対して委嘱決定の通知を行うとともに、委嘱状（様式第2号）、民生委員・児童委員協力員証明書（様式第3号）及び活動に必要な物品を交付する。

3 個人情報の保護

- (1) 協力員は、実施要綱第7条に基づき、その活動において個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。
- (2) 市町長は、別紙「個人情報取扱特記事項」第9により通知を受けた事故が重大なものである場合又は個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、速やかに県に報告し、県の指示を受けるものとする。

4 協力員の解嘱等

- (1) 知事は、協力員が別紙「個人情報取扱特記事項」に定める事項に違反した場合を含め、実施要綱第10条第1項に該当する場合は、市町長からの解嘱具申書（様式第4号）に基づいて、協力員を解嘱することができる。
- (2) 知事は、実施要綱第10条に基づき、協力員を解嘱した場合は、解嘱状（様式第5号）を交付するものとする。
- (3) 実施要綱第10条第1項に基づく解嘱に当たっては、市町長は、知事への具申に先立ち、当該協力員に対し、解嘱を行う具体的な理由を説明するものとする。
- (4) 協力員から辞任届の提出があった場合又は本人が死亡した場合には、市町長及び知事は、(1)の規定に準じて手続きを行うものとする。なお、本人から辞任届の提出があった場合には、市町長は、解嘱具申書に辞任届の写しを添付して知事に提出するものとする。

5 協力員証明書の取扱

- (1) 協力員は、活動を行うに当たって、交付された民生委員・児童委員協力員証明書を常に携行しなければならない。
- (2) 協力員は、協力員証明書を紛失若しくは著しく損傷した場合又は記載事項に変更が生じた場合、直ちに市町を通じて協力員証明書再交付申請書（様式第6号）を知事に提出し、再交付を受けるものとする。ただし、紛失による再交付を受けた後に協力員証明書を発見した場合は、発見した協力員証明書を速やかに知事に返還しなければならない。
- (3) 協力員は、辞任等により協力員でなくなったときは、速やかに協力員証明書を知事に返還するものとする。